

墓所狐塚とオンボウ
——西本願寺文書から——
 「百年ノ形体ヲタモツ」ことの叶わぬ「朝ニハ紅顔アリテ、夕ベニハ白骨トナレル身」であれば、誰しもいはずれは死を迎へねばならない。そして、「白骨」になつた人々を埋葬するための墓地は都市には欠くべからざる存在であった。近世の京都においては、代表的な墓所が五箇所あり、五三昧と総称された。そのうちでも最大の葬地、鳥部野は特に著名で、数々の文学作品で世の無常を語る際にしばしばとり上げられている。また、その歴史的な位置付けにつ

村上紀夫

墓所狐塚とオンボウ

——西本願寺文書から——

本願寺史料研究所報

23号

発行人	本願寺史料研究所
〒六〇〇一八二六八	京都市下京区七条大宮上ル
電 話	〇七五一三四三一三三一一
発行日	龍谷大学大宮学舎図書館内
一九九九年八月三一日	内線(五四一八)

いても考古学・都市論・仏教史などの諸分野からの一定の研究①があるが、一方で他の墓所については未だ充分明らかにされているとは言い難い。また、近年の近世部落史・身分制研究において、墓所で葬送に携わっていた被差別民であるオンボウについての研究②の進展にはめざましいものがあるが、京都の墓所で葬送に関与していたであろう人々については、坂非人を除いては殆ど明らかにはされていない。

しかしながら、様々な階層の無数の人間が生活している都市京都について考えるにあたっては、鳥部野のみならず、他の墓所とそこで葬送に従事する人びとの存在は看過することができないであろう。

そのような折、本願寺史料研究所のご厚意によつて、今回本願寺史料研究所保管西本願寺文書から、京都五三昧の

ひとつ狐塚とオンボウに関する史料を紹介させていただけたことになった。その史料とは、寛政三年（一七九一）の興正寺の密葬事件に関わる史料である。

同史料は豎帳で、表紙に「南隣恥辱一件」とある。「興正寺熙君殿御往生狐塚密葬一件」とウハ書きのある袋に、他の関係史料とともに納められていたもので、巻末の署名から下間氏ら本願寺の家臣が提出した文書であることが知られる。事件の詳細については後掲の史料の本文を御参照いただきとして、事件の経過をかいつまんと紹介しよう。

(I) 寛政三年七月一九日、興正寺の姫、熙君が養生の甲斐なく急死。その死を秘したまま、二〇日夜に明音寺の指示で、夜陰に紛れ遺体を狐塚で火葬。事態の露見を恐れ、参勤の者は本願寺の紋のある提灯を使用せず、各自個人の提灯を使用したという。拾骨は翌未明におこなわれた。

(II) 事件が知られる所となり、本願寺では火葬に関与したオンボウを詰問。彼等は遺体が誰のものか知られず、ただ明音寺の指示によって行つたことを口上書として提出。興正寺と事を構えることを望まない本願寺は、東町奉行所と力を相談の上、誰が密葬されたのか明らかにさればそれ以上の追求をしないこととする。

(III) 火葬を執り行わせた明音寺が追求をうけるが、代僧を派遣するなどして召喚に応じない。

(IV) 明音寺は、東町奉行所の召喚をうけるが、急病を理由に途中で引き返し出頭しない。役人が捕縛に派遣され、この手をつかい、追求を逃れようとする。ついに、縛をうけ出頭。

(V) 東町奉行、菅沼定喜による明音寺の追求の結果、密葬は興正寺坊官らの指示によって行われたことなど、事態の経過が明らかになる。

(IV) 事件の後、関係者が処罰される。また奉行所にて内々に密葬されたのは興正寺の熙君であるが一条家との関係が懸念される。しかし、公家の不始末により大量の处罚者が出で、事件はうやむやとなる。

以上が、興正寺の姫を隠密裏に火葬したことによって惹起された騒動のあらましである。ここで、本事件に背後に見える興正寺と本願寺の関係について若干触れておかねばならない。紙幅の関係から詳しく述べることは出来ないが、この事件の背景には興正寺と本願寺の対立があったのである。事件にあたって、本願寺がことを荒立てることを避けようとしたのも、興正寺が明音寺を庇い、強硬に本願寺の要求を拒絶しようとしたのも、その頃の本願寺と興正寺の間に本末関係をめぐっての緊張があつたためであった。それまで独立して「本山」を名乗ろうとしていた興正寺に対して、本願寺はあくまでも末寺として扱おうとする姿勢を崩そうとしなかつたために、両寺院の間では何度も争論が繰り返されていた。この年には一応、幕府の仲介で関係を修復したものの、以前火種はくすぶっていたのである③。次に、熙君が火葬された狐塚について見ていく。

は『京羽二重織留』卷之五④に「狐塚 東寺西の野にあり此所葬場にして京師五墓所の内也」とあるように京都の五三昧の一つである。黒川道祐の『近畿歴覽記』⑤には「狐塚ハ昔日罪アル人ヲ刑戮ノ地ナリ、今ハ東寺ノ僧徒遷化ノ時葬場トナレリ」とあり、そこがかつて刑場であつたとされており、近世前期までは東寺の僧侶が主として埋葬されていたことが窺える。しかし、後には僧侶以外の人々も埋葬されるようになり、次第に京都の一大葬場として知られるようになる。この狐塚の墓所は、現在でも京都市南区の唐橋井園町に墓地として残っている。

この狐塚については、既に高田陽介⑥・勝田至⑦・馬田綾子⑧等の研究がある。これらの先行研究によつて、狐塚は応永五年（一三九八）の東寺僧の葬送記録である「觀智院法印御房中陰記」⑨にも見えており、中世後期の狐塚は時宗寺院の市屋道場金光寺の管理下にあつたことなどが明らかにされている。また、近世の史料には、寛保の明細帳⑩に「大葬場狐塚持、京七条大宮西へ入町煙亡町ニ古来より住宅仕、内月番之者壱人宛昼夜狐塚ニ定番仕候」とあり、狐塚に所属する三人のオンボウがいて、七条大宮の煙亡町の住居から、月番で勤務していたことなどが既に指摘されている。

これらの研究に今更付け加えるべき事もそれほどはないのだが、今回紹介させていただく史料から窺うことの出来ることを若干のべてみたい。

まず狐塚についてであるが、史料を見ると、同所での火

葬について「密葬とハ乍申平人を荼毘いたし候場所ニ而焼キ候事」が「不埒至極之取斗」というような問題が生じ、東町奉行が頭を抱えていることが注目される。ここで問題になっているのは、狐塚は「平人」を荼毘に付すところであるとし、密葬とは言え公家につらなる人物をそのようない所で火葬したことが問題となつてしているのである。

ところで、狐塚には弘法大師の手跡とされる天照皇太神宮・八幡太菩薩・春日大明神の神号を刻んだ石のある常設の火屋（火葬施設）をもつていた⑪が、黒川道祐の『遠碧軒記』⑫には、その火屋について、「此處と西院とが焼料心やすきにより、下京醒井通辺の者さびものは、みなこれへと行と也。」としてあり、この火屋での火葬の料金は比較的安価だったことが知られるのである。上記のような狐塚が「平人」の火葬場という認識は、かかる火葬料金の安さからのものであろう。

また、狐塚のオンボウについてであるが、ここで本文中に引用された蒲生図書が書いた文書等をみると、「狐塚支配」の三名は、実際は直接火葬には関わっておらず、「支配下之者」に火葬を請け負わせていることが知られる。ただし、火葬の翌日料金を取りに行つたのは火葬を直接おこなつた者ではなく、「支配」している宇兵衛である。さら

に注意すべき事は、直接火葬に関与していないにも関わらず、本願寺側は一貫して「狐塚支配」の彼等のことを「煙亡」と呼んでいることであろう。

前述の寛保三年（一七四三）には、三人のオンボウの内、

月番の者が「昼夜狐塚ニ定番」してとあるが、この史料からは、寛政三年ころになると三人のオンボウは火葬には直接関わらず、「支配下」の者に請け負わせ、自身は「支配」をするのみであつたらしいことが知られるのである。

また、狐塚に関する史料を見ていると中世から共通しているのは、常にオンボウが三名であることである。依拠すべき史料もないままに安易な結論を出すことは慎まねばならないが、或いは中世以来狐塚の葬送に関する権利が最初から三人分と限定されていたとは考えられないだろうか。

「狐塚支配」のオンボウについて、明細帳に「京七条大宮西へ入町煙亡町ニ古来より住宅仕」とあり、彼等の住居は七条大宮西の「煙亡町」であつたとされていたが、今回紹介した史料の中に彼等の住所として「寺内花畠町」とある。花畠町とは、まさに西本願寺の寺内で七条大宮西にある町で、龍谷大学所蔵の絵図では二軒の「隠亡」の住居が確認出来るのである^⑬。この花畠町には、北側に花畠があり、『京都坊目誌』^⑭には、ここで「七条通を除きたる北方大部の地は本願寺准如以来歴代法主の遷化に際し。此地に於て荼毘「火葬なり」を行ひ。遺骨を大谷に葬るを例とす。明治以来市内又は接近の地に於いて。火葬を禁ずるを以て此事なし。」とあり、本願寺歴代の火葬が行われていたと伝えられる。実際は本願寺門主のすべてが、この花畠で火葬されたわけではないようであるが、花畠町での火葬と同町のオンボウがどのような関係にあつたのかは、今後の課題であろう。

また、狐塚のオンボウは火葬にあたって再三「是非ニ帳面へ名前記し申度」と、彼等が火葬を行った人物の名前を「帳面」に記録していたことが知られる。大坂ではオンボウは治安のために変死体の報告義務が有つたことが指摘されているが、この狐塚のオンボウも死体について記録をした「帳面」を作成することによって、治安・戸口に関わって支配の一端を担っていたのではないだろうか。

以上、京都の墓所狐塚と同所のオンボウについて、本願寺史料から知られる事を若干私見も交えながら紹介した。ご批判、ご叱正を乞うものである。

註

①『日本史研究』四〇九号、一九九六、六号所収の各論文を参照されたい。

②オンボウについての最近の研究に木下先生「近世おんぼう論」（『部落問題研究』一四〇輯、一九九七）、同「近世大坂における墓所聖と葬送・諸死体処理」（『日本史研究』四三五号、一九九八）・吉井敏幸「中世～近世の三昧聖の組織と村落」（『部落問題研究』一四五輯、一九九八）・吉井克信「近世畿内三昧聖の宗教的側面と信仰」（『部落問題研究』一四四輯、一九九八）・藤本清二郎「近世おんぼう身分と村落－紀の川筋・泉南地域－」（『部落問題研究』一四四輯、一九九八）等がある。詳細については、前掲吉井克信論文に所載の文献目録をご参照いただきたい。

- (3) 千葉乗隆「近世本願寺教団における本末争論－特に興正寺の離反問題について」（『龍谷大学論集』第三八〇号、一九六六）。
- (4) 『新修京都叢書』第二卷。
- (5) 『日本史研究』四〇九号、一九九六。
- (6) 「中世の火葬場から」（五味文彦編『中世の空間を読む』吉川弘文館、一九九五）所収。
- (7) 「京都五三昧考」『日本史研究』四〇九号、一九九六。
- (8) 『部落史史料選集』第一卷「古代・中世編」（部落問題研究所、一九八八）第三章六補注。
- (9) 『大日本史料』応永五年六月三〇日。
- (10) 『史料京都の歴史』第一三巻「南区」。
- (11) 文化三年刊「諸国奇談漫遊記」（『史料京都見聞記』）。
- (12) 第一期『日本隨筆大成』第一〇巻。
- (13) 『本派本願寺真宗写真宝典』。
- (14) 『京都坊目誌』「下京第廿九学区之部」（『新修京都叢書』）。

◆ 凡例

※ ※ ※ ※ ※

史料翻刻

一、漢字は固有名詞等を除き、原則として現在通用の字体を用い、常用漢字のあるものは常用漢字にあらためた。

一、変体仮名・異体字・俗字は通常の字体にあらためたが、而・戻・者・与・メ・タ等は原字体を残した。

一、本文に適宜読点(、)と並列点(・)を施した。

一、闕字・平出は翻刻の対象とはしなかった。

(表紙)
〔朱筆〕
〔凶義門之内
御往生之部〕

(表紙)
〔朱筆〕
〔凶義門之内
御往生之部〕

寛政三亥年七月

興正寺熙君殿御往生
狐塚密葬一件

(表紙)
〔南隣恥辱一件〕

此冊中切紙写し式通在之

会者漸役僧五人、刀指六七人而已ニ而、挑灯等彼方紋付キハ一張も無之、役僧・士等悉皆自分でうちん相用ひ、翌朝未明ニ捨骨いたし罷帰候よし、翌廿一日内密方々相知らせ候事

右之趣ニ付、先御境内住居之煙亡共、町役所へ召呼、右廿日夜諸方葬式受取之ヶ所并密葬等も在之哉と相尋候處、則下魚棚明音寺掛リニ而密葬在之由申候故、段々相尋、則煙亡共口書左之通指出之

乍恐口上書

一狐塚葬式之義訣合段々御尋ニ御座候、都而葬送之節手次寺方付添被參候ヘハ、施主人相對之通取計申候義、仕來りニ相違無御座候、且又明音寺ノ密葬在之候ニ付、右者何人ニ候や承居申候哉と御尋被成候ヘ共、一向存不申故、今朝山料請取ニ參候節、鳥渡御名前尋申候處、興正寺様より被仰付候旨承帰り申上候處、御名前之儀御尋ニ付、只今宇兵衛明音寺へ参、今朝山料御礼を申、今朝私心せき之儀在之候而御尋不申候、密葬ハ此節風聞いたし候興正寺様之御児様と申候、世間風聞御座候、弥左様ニ而御座候やと尋申候處、明音寺被申候ニハ、其儀者此方も存不申、興正寺様御役人中ノ被仰付、此方之出ニいたし、密葬仕候義ニ候間、是非ニ帳面ヘ名前記し申度候ハ、明音寺伯父と成共兄弟と成共記し置可被申候、此義者一家中共名前ハ存不申事ニ候、右之通明音寺被申聞候ニ付、乍恐此段奉申上候、以上

寛政三亥年

七月廿二日

狐塚支配
宇兵衛印
弥右衛門々
九右衛門々

一右煙亡共口上書持參ニ而御當方々可被仰立趣、富永左膳ヘ篤^与申含、辻次三郎江内々掛合セ、七月ハ東御役所菅沼下野守殿月番ニ付、公事方与力四方田重之丞へ次三郎々分内分申通しさせ、左膳^ヲも右次三郎申通しを不存駄ニ而重之丞へ篤^与引合、此度之一件聊も興正寺へ不相拘、本山直末明音寺恵敷密葬を取計ひ候故、明音寺召呼相糺し度候ヘ共、是迄之振合興正寺ノ相押ヘ候事、ケ様^ノと委細申談し、只右密葬ハ何之誰と申義さへ相違なく相しえ候ヘハ、夫ニ而相済候との申談シニ而、重之丞至極呑込よろしく、依之左膳事辻へ相頼町奉行所へ被仰立之草案相認もらひ、右被指出候日限ハ廿六日ニ相定め、四方田へも申定置、則右被仰立之書付出来、左之通

口上覚

当月廿日夜七条狐塚ニおるて当本山末寺下ノ魚棚油小路東へ入ル町明音寺儀、何ものゝ死骸共不相分密葬と唱ヘ、当寺内花畠町ニ罷在候隠亡宇兵衛・弥右衛門・九右衛門支配下之もの共、火葬取計候段相聞、密葬たり共、名前等相包不相分死骸を御法令之火葬取計候而者寺法ニも御差支ニ相成候筋共有之承捨ニ難差置儀ニ付、右三人之もの共呼出し役人共々相尋候處、右之もの共申候者、明音寺へ私共々相尋候へ共紛らはしく、

聴与不被申候旨申立候故、明音寺疑數義ニ付、相糺し申度呼寄セ候へ共、罷出不申候、前書之通寺法差支ニ相成候筋此併差置候而者、外々末寺共闇ニも罷成、追々右躰紛敷筋出来候様ニ相成候而者被為対公儀候而々憚思召候故、何卒右明音寺義被召出、右火葬ニいたし候死骸ハ何人之死骸ニ候や御糺し被下候様御頼被成度候、明音寺義当本山御末寺ニ候得共、境内外ニ住居之もの故相糺し候義難行届、分而右之趣厚御頼被仰入候、此段宜御沙汰可被下候

本願寺御門跡内

蒲生図書

一廿五日未刻頃、明音寺へ火番伴次を指向ケ、明音寺在宿を見届候上御本山ノ御用之儀在之候間、只今虎之間ヘ可罷出旨申遣候処、坊守承之、則明音寺へ申聞ケ候而返答

二者、拙寺義興御殿役僧故、難罷出候間、興正寺殿江被

仰遣、興正寺殿ノ可罷出との申付ニ候ハ、罷出可申旨

不埒之返答申聞候故、引続ニ又々伴次を遣し、右之通ニ

無之而者弥御本山江ハ不罷出候やと問詰させ候処、もは

や明音寺ハ留守ニ而御座候間、帰宅之上申聞ケ従是御返

答可申旨、坊守申之、翌廿六日朝已刻頃、明音寺名代僧

虎ノ間ヘ罷出、明音寺義昨日御返答申上候通之儀故、不

分當人ニ無之候而者、代僧へ者難申達候旨申聞ケ、代僧

罷出候間、御用之儀代僧へ被仰付被下度旨申出候故、何

指返し、則同日午刻過右被仰立之書附蒲生図書持參ニ而

下野守殿へ指出し、則四方田重之丞面会ニ而下野守江申

達し候処、御書附之趣承知仕候、早速相しらへ從是可被申達旨返答在之

一就右東御役所々同日夜明音寺并町内年寄五人組等、明廿七日朝六ツ時可罷出旨、御召呼在之、

一廿七日早朝、興殿ノ村尾帶刀使者として東御役所江被指出、今日当山役僧明音寺被召呼候由承知仕候、右者此方家来之儀ニ候間、御用之儀興正寺へ被仰下度旨書付指出し候処、則四方田重之丞取次ニ而下野守殿へ申達し候処、野州甚立腹いたされ、本願寺末寺を町并ニ而召呼候処、興正寺ノかやうニ申出候義者甚不筋之至、其上此度之事ハ曾而興正寺へ不相拘事ニ候ヘハ、興正寺ノ可指構フ所謂無之間、嚴敷呵リ、右書付可差戻旨申付られ、則四方田ノ右之段村尾嚴敷申達し、書附差戻し村尾即剋引取り候事

一同日巳刻、東御役所へ明音寺代僧并町年寄等罷出、明音寺義途中まで罷越し候処、急病差發り無拠途中ノ補養のため罷帰り候、依之代僧并年寄五人組罷出候旨御断申候処、右代僧并年寄等御役所ニ御差留ニ相成り、即刻与力目附・同心目附・小屋之もの等數多明音寺へ被指向、病躰見届ケ被申候而、大勢明音寺へ罷越し候処、明音寺自坊ニ不罷居、依之右目附与力・同心等大ニ憤り、明音寺親類を聞糺し、夫々人を遣し、其上魚棚町内東西を相固メ、往来之僧を壱人々相改メ、至而厳密之御吟味ニ相成り、其夜亥刻頃迄右之通致し居候へ共、明音寺行かた相しけす、依之明音寺乍不相知町へ相預ケ候積りニ而、与力等

引取り可申積り之所へ、夜半頃又々雜色被指向、何分明

音寺召捕可罷帰、明日明後日二相成候共、与力等引取ま

しき旨、御下知有之、夫々町内益御吟味強ク候處、町内

より申候者大かた興正寺へ這入居可申旨申之二付、再応

町内々興正寺殿へ相歎キ、町内急難ニ御座候間、明音寺

御指出し被下度旨達々掛合在之候處、丑刻頃右与力居所

明音寺
玄関也ヘ村尾帶刀罷越、明音寺病氣甚不相勝候間、当所江

罷出候儀難仕候、乍御苦勞各様興正寺へ御出被下、明音

寺病躰御見届被下度旨申候ニ付、与力甚腹立之躰ニ而左

様之儀ハ不相成事ニ候間、何分駕ニ成り共板ニなり共の

せ候而、此所へ可被指出候、無程夜も明ケ可申間、只今

火急ニ可被差出旨嚴敷申達し、村尾引取り候跡へ追々催

促申遣し候處、夜明ケ方ニ相成り興正寺々又々使を出し、

遅刻延引之断申達候處至而嚴敷掛合ニ相成り、右使者力

なく引取り、廿八日昼時過之詰合ニ而則昼時過明音寺被

相渡、興正寺門内ニ而明音寺ニ手繩をかけこれハ遅刻延引之由受取候御大法之由

駕ニのセ被出候、興正寺々ハやはり興正寺指出し候躰ニ

而池田主馬と申もの被差添、七条通千本を上り罷越候、

其節与力同心小屋之もの等數多前後を圍ミ甚嚴敷重之躰

ニ而見物之諸人堀川七条辺群集中候而、誠ニ未曾有之騒

動ニ而在之候、同日明音寺御役所へ參着後、下野守殿直

吟味ニ相成り、先町年寄共義ハ、昨日明音寺を途中々指

返し候段不埒ニ付、明音寺御吟味中町預ケニ相成り、名

代僧右同断、次ニ明音寺下(縁)へ被召出御吟味之次第、左

之通

其方儀、本山々召呼候處、不罷出由不埒之事ニ候、右

者何と相心得不罷出候哉

答、興正寺々兼而被申付候故不罷出候

興正寺ニ而者御門主々被申付候や

左様ニ而者無御座候

然らハ、役人々申付候や

左様ニ而御座候

役人ハ誰が申付候や

坊官家老共々申付候

坊官家老名前ハ誰ニ而候や、町所ハ何方ニ居候や

下間式部卿・黒田伊賀守々申付候、町所ハケ様云々

御役所々召呼候處、虛病を申立不罷出義者、公儀を欺

キ不埒にてハ無之候や

全公儀を欺キ不申候、既ニ途中迄過半罷出候へ共、

病氣至而不相勝無拋引取り申候

途中過半迄罷出候ハハ、寺へ帰候も御役所へ出候も同

し道法りニ候處、隨意ニ罷帰り候段公儀を不欺仕かた

ニ候や

此段ハ奉恐入候

右病氣ニ候ハハ、自坊へ可罷帰之処、興正寺へ這入候

ハいかゝ

興正寺ニ拙僧共部屋御座候故、不取敢興正寺へ罷越

し候

中々左様之儀ニ而者不可有之、猶遅刻延引之訛ハ追々

可相糺候、先其方去廿日夜密葬を取計候よし、右密葬之人躰ハ何者之死骸ニ候哉、有躰ニ可申上此間問答往復
共二火葬取計セ候よし、右躰之義者寺法ニも差支、
儀故略之

人躰ハ興正寺御児之内ニ而御座候
右者其方了簡を以全密葬候や

全自分了簡ニ而者無御座候、興正寺ノ被申付候故取
御門跡ノ申付候や、よもや御門跡ハ御存知あるましく
候、申付候ものハ何ものノ申付候や

坊官家老ノ申付候
坊官家老之名前いかゝ

下間式部卿・黒田伊賀守申付候
立会ハ誰々ニ而候や

徳成寺・遍照寺・等正寺・大乗坊ニ而御座候
猶追々可相糺候、御吟味中町預ケ申付候

廿八日御吟味右之通、其節四方田并同心寺田官左衛門了
簡ニハ、明音寺揚り屋申付度との存寄ニ有之候處、明音
寺右御吟味相済候跡ニ而、右四方田・寺田両人ノ猶又相
尋候處、式部卿・伊賀守・監物、此三人ノ右密葬取置ニ
付、難澁相かけ申間敷旨之一札取之居候由、明音寺申之
候故、此儀ニ少々ニ条もかたり候よし故、先町預と出か
け候意味之由

一廿九日昼時、町役相招キニ付、図書罷出候處、下野守殿
面会ニ而左之通被相達

數多有之候へ

去ル廿六日被仰立候、廿日夜七条狐塚ニ而末寺明音
寺儀、何ものゝ死骸ニ候哉密葬と唱煙亡支配下之者
共ニ火葬取計セ候よし、右躰之義者寺法ニも差支、
外々末寺共闇ニも相成候儀ニ付、明音寺被召寄被相
糺度候へ共、乍末寺も境内外ニ住居罷在候故難行届
候間、於御役所糺し之儀被仰立候ニ付、明音寺呼出候
一と通り相糺候處、密葬人躰等も大躰相分り候へ共、
未明音寺申口も不取ノ、尤明音寺儀御役所ノ呼出候
節不参いたし候義有之、旁以吟味中所之ものへ預ケ
申渡候、猶明音寺申口取ノ候ハヽ、密葬之人躰等之
儀も可相達候へ共、先此段相達候

右之跡ニ而四方田内儀ニ右之趣ニ候得者、密葬人躰大程
相しぬ申候、右人躰相しぬ候上者、更ニ可被仰立品者弥
無之候や、左候ハヽ、其段御書附被成御催促并ニ今日御達
し之御請旁御書付被指出可然候、尤明日ハ八朔ニ候間明
後ニ日ニ可被差出との内意ニ付図書申候者、先差当リ右
人躰相分り候上者強而可被仰立品も相見ヘ不申候、乍然
明音寺御吟味相済候上者、本山直末之儀故、一応呼出し、
右本山ヘ不罷出段呵り申度候間、御吟味後本山ノ召呼候
ハヽ、可罷出旨、急度被仰付被下度旨申掛候處、隨分御尤
ニ御座候得共、只今被仰立候而者入組可申候間、御吟味
後改而被仰立可然歟ニ存候

右書附可差出との内意者右死躰相なり候上、興正寺一
件をニ条ニ而可申立也、左候而者難渋故、右書附不差
出ハヽ、明音寺吟味も能キ程にて遁ケ可申との訳と相聞

へ候、勿論此一件爰許ニ而深這入りいたし候而者、関東御願之故障ニ相成り候故、只右密葬之化ケを顯し、此節中川監物出府も熙君殿往生を一役ニ立申候積りと相見へ候故、右人躰さへ聴と相分り候ハ宜敷筋ニ在之候、夫故興正寺と御出入之掛合ヒニハ不相混様心配申候、勿論此義興正寺より和融を好まぬとのケ条ニ相成り申候

一右之趣ニ付、程々申談之上、同夜左膳を辻江遣し、又々書附草案申請、則左之通出来

(付箋)

口上覚

去月廿六日被仰立候、同月廿日夜七条狐塚ニ而当本山末寺明音寺儀、何ものゝ死骸ニ候哉密葬と唱、煙亡支配下之もの共ニ火葬為取計候由、右躰之儀者寺法ニも差支、外々末寺共闇ニも相成候儀ニ付、明音寺被呼寄被相糺度候得共、乍末寺も境内外ニ住居罷在候故、難行届候間、御役所ニおるて御糺之儀被仰立候ニ付、右明音寺被召出一と通御糺御座候処、密葬人躰等及大躰相分り候得共、未明音寺申口も不取メ、尤明音寺儀御役所ノ被召出候節、不參仕候儀有之、旁以御吟味中所之ものヘ御預被仰渡候由、猶明音寺申口御取メ被成候ハ、密葬之人躰等之儀も可被仰達候得共、先此段被仰達候由被仰渡候趣、御門主江も申入候處御承知被成候御事ニ御座候、今般被仰立候趣者、明音寺儀不相知人躰密葬取計候段、寺

法差支之訳を以御糺之儀被仰立候儀ニ付、此迄追々御吟味之上、何れ之誰と申儀、聴と相分候得者、引続可被仰立品無御座候間、何分右密葬人躰聴と相分候ハ、早速御承知被成度候、右之段御挨拶旁被仰入候間、宜御沙汰可被下候

亥八月二日

本願寺御門跡内
蒲生図書

井上美濃守様
菅沼下野守様

御役人衆中

一八月二日早朝、右之書附持參ニ而図書罷越し、四方田へ面会之上、書付指出候処、則下野守殿江申達候処、委細奉畏候旨一通り返答在之

右之訳ニ而四方田内咄しニ、右人躰ハ実者興正寺熙君様と申事ニ御座候、此義其御方ニ而者人躰さへ相分り候得者、夫ニ而よろしきと被仰候ヘ共、公儀ニおるてハ至而不輕訳ニ御座候、既ニ関白様御猶子一条家御聟君興正寺御嫡子彼是以至而重キ御身柄ニ御座候処、密葬とハ乍申平人を荼毘いたし候場所ニ而焼キ候事、下野守ニおるても絶言語恐入候義ニ御座候、右大躰名前相しれ候ヘ共、其御方江聴与御達し被申候儀者、今暫十日歟十四五日ハ相掛り可申候、右躰不埒至極之取計方者関白様一条家杯も御存知之事ニ有之候歟ハ不奉存候ヘ共、扱々不輕事ニ御座候、品ニより下野守一了簡ニも取計かたき趣も可有御座

歟、何分興正寺役人迄もいつれ取計候者てハ難相済品ニも可成行歟、以ノ外大騒之儀ニ罷成り候よし内咄し在之

右之趣ニ候ヘハ定而下野守殿々所司代江被相伺、其表江被相達候上、御本山へ御沙汰可在之と被存候、前段之通本末一件爰元ニ而起發之儀者至而御不利之事故、御当方よりハ只偏二人躰相分り候まで之儀を御願被仰立、右人躰眩与御達し有之候上者、一応御剃刀等之儀を興正寺江駆合ひ可申、固より人躰者もはや灰ニ相成り在之事故、不尽之論ニ而、其論を起し、これを其表江指出候迄之趣向ニ在之候間、左様可被相心得候、右之通ニ江戸伺ニ相成り候時者、定而寺社奉行所々築地へ御内尋等も可在之やニ付、此段御自分心得之ため急便を以申達候間、前書之品を以輪番ノ品能ク被相答、猶又手筋云々江御自分ノ宜懸合置被申候而心配可在之候

一辻次三郎方ニ而左膳承り帰り候趣、左之通

此節禁裏公家衆大騒動在之、町奉行西役所御掛リニ而至而心配之由、其根元ハ京都火後以来堂上方諸所ニ仮宅有之、多分遊所などへ被入込候よしニ付、去年なとも公家衆之内彼是差縛之儀在之、其後相止候哉否ノため関東々隠密數多入込ミ在之由之処、公家衆拾四五人鷹家若御所内府公を青楼へ相誘ひ、彼是月日を送り候内、右内府公至而御馴染之芸婦出来、御寵愛之あまり御情ノ種をやどし、懷孕ニ相成候由、其外十四五人之公家衆不法乱行、追々増長之趣、右隠密方々一々注進ニ及ひ候由ニ而、此

節江戸ノ所司代江嚴敷御沙汰有之、鷹家御父子共御朝參無之由、右十四五人衆之内ニも輕重在之、別紙名前之人々ハ流罪と申來り候よし、且鷹家御儀興正寺一件ニ付、種々不筋之儀御取持ニ而関東へも毎度御頼申來り、御政事ニも相障り、其上右躰不筋之儀御取持被成候様之儀ニ而者、朝庭御政事等至而関東ノ御氣遣敷思召候旨、所司代ノ鷹家江被申上、此頃鷹家上を下へと相騒キ候よし、拟又右流刑等之儀ハ、朝廷ノも被仰出候而之御執計ニ相成候訣柄之由ニ而、此節御当職御引籠ニ候故、右御沙汰抔被執行候御人無之、公家衆一統向後之儀者急度相慎可申候間、何分此度之儀者御宥免被下度旨、四五日以前議奏衆所司代御役宅へ為御咤ニ被罷越候由ニ而、其夜所司代ノ直ニ江戸伺ニ相成候由、此上者一左右次第珍事出来候よし、依之鷹家一条家共古今之大恐レニ而、此節者急ニ御慎之由、極内密左膳限りニ咄し有之候、余り恐入候事故、一向口外不相成候へ共、又其表御自分諸向掛合之一助ニも可相成と密々申達候

(別紙名前書付箋)
「徳大寺大納言殿」

柳原前大納言殿

五辻殿

西大河三位殿

裏松三位殿

富小路三位殿

松本中将殿

壬生少将殿

武者小路左兵衛佐殿

小倉入道殿

岩倉殿

メ拾壱人

外ニ七八人

名前不分明、若キ衆中、品輕キ方」

一 牧甲斐も退役と申沙汰、これも左膳辻方ニ而承り帰り候、此義者いまた虚実不相分候へ共、多分相違之儀者有之間敷と存候、全還着応報之道理ニ而塩ニ浅川との悲倉と存候

一 御門跡様追日御順快、殊外御健かに被為成、御堂へも度々御長座被遊、表御礼者なども日々被為成、永代經申經杯ニも夫々御焼香ニ御出堂、御違例以前よりも御入情ニ而、扱々大ニ力を得、一件ニ付万事ニ付甚相勤候ニ勇ミ申候

一 御隣寺へ掛合之儀被申越候趣を以種々申談候処、何分此節懸合ハ不相成訣在之候、此義者中々状通ニ而者所詮不相分儀ニ付、追付出府之人々メ具ニ可申達候、以上

八月三日

富島頼母(印)

七里内膳(印)

下間兵部卿(印)

安樂寺殿

『編集後記』

※ ※ ※ ※ ※

一部の方からは、廃刊したのですかという声が届いていますが、どっこい廃刊する積もりはありません。それでも、二二号の刊行から一年以上が経過したわけですから、廃刊したと思われても仕方がないことは充分に自覚しています。

本当に久方ぶりに「所報」の刊行にこぎつけました。編集子が手を抜いていたわけではありませんし、刊行の情熱を失ったわけでもありません。

忙しいといえば、確かに忙しすぎて物理的に時間を使っていると二日酔いするほどお酒を飲んだり、一日中ジャズのCDを聞いたり、子供と一緒に琵琶湖でバスを釣ったり、勉強とはおよそ無関係な枕元の積読書を集中的に読んだり（勉強のことは最後まで出てこない？）と、それなりの時間はあつたはずのですが、とにかく刊行にたどり着きませんでした。

今年中には、もう一回、「所報」を皆様にお届けしたいと思っています。（左）